

# 公告

令和8年3月27日

公告第133号

ダイワボウ健康保険組合

理事長 南城 秀樹  
(公印省略)

## 組合規約の一部変更について

当健康保険組合規約の一部変更につきまして、令和8年2月13日開催の第181回組合会で議決され、近畿厚生局長より認可がおりましたので、公告いたします。

添付書類

1. 規約変更書

以上

# 規約変更書

ダイワボウ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

## 新旧条文対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
第1条～第46条 略  (一部負担金の特例) 第47条 被保険者である組合員が、次に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。 (1) 大和紡績診療所 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号 (2) <u>ダイワボウレーヨン株式会社益田診療所</u> 島根県益田市須子町イ95番地  第48条～第59条 略	第1条～第46条 略  (一部負担金の特例) 第47条 被保険者である組合員が、次に掲げる病院又は診療所につき療養の給付を受ける場合は、一部負担金を支払うことを要しない。 (1) 大和紡績診療所 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号 (2) <u>ダイワボウレーヨン診療所</u> 島根県益田市須子町イ95番地  第48条～第59条 略

### 附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

# 規約変更書

ダイワボウ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

## 新旧条文対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
第1条～第53条 略  (保険料額、調整保険料額及び介護保険料額の負担割合) 第54条 一般保険料等額、調整保険料額及び介護保険料額は事業主、被保険者の折半とする。  (予備費の費途) 第55条～第55条の2 略 <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 納付金</u> <u>(2) 子ども・子育て支援金還付金</u>  (準備金の保有方法) 第56条 略 2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u> に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。  第57条～第59条 略	第1条～第53条 略  (一般保険料、調整保険料及び介護保険料の負担割合) 第54条 一般保険料額、調整保険料額及び介護保険料は事業主、被保険者の折半とする。  (予備費の費途) 第55条～第55条の2 略 <u>(新設)</u>  (準備金の保有方法) 第56条 略 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。  第57条～第59条 略

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

# 規約変更書

ダイワボウ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

## 新旧条文対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
第1条～第5条 略  (議員の定数) 第6条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>20</u> 人と する。  第7条～第59条 略	第1条～第5条 略  (議員の定数) 第6条 この組合の組合会の議員の定数は、16人と する。  第7条～第59条 略

### 附則

この規約は、次期総選挙の日から施行する。